(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市国分七丁目一五〇七番二地先から同市須和田一丁目八一八番二まで	前	三六・五二～四四・一一	一〇一・二二メートル
	後	三二・八四～三〇・五三	一・八二二キロメートル
市川市平田二丁目一三五三番六から同市平田三丁目一三六一番一まで	前	七六・九一～七九・四六	一〇〇・一八二メートル
	後	三六・二九～	一〇〇・一八二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用の区間	縦覧場所
二百九十八号	市川市国分六丁目九七八番四地先から同市国分六丁目九五八番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市菅野二丁目二六九番三地先から同市菅野二丁目二八〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十二年二月二十八日

○関東地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
埼玉県北葛飾郡栗橋町東六丁目二一三番七から同町東六丁目二一二番六地先まで	前	一九・二〇～一九・二〇	二〇・三〇メートル
	後	二〇・二一～二一・九五	〇〇・〇五一キロメートル
埼玉県北葛飾郡栗橋町大字小右衛門字道上一五四八番地内	前	二八・一〇～三〇・九八	〇〇・〇三二メートル
	後	三五・一八～	〇〇・〇三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用の区間	縦覧場所
四号	埼玉県北葛飾郡栗橋町東六丁目二一三番七から同町東六丁目二一二番六地先まで	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月二十六日

○北陸地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
上越市大字長浜字宮ノ川九〇六番二から同市大字長浜字宮ノ川九〇二番五まで	前	一二・〇〇～一二・〇〇	一六・〇〇メートル
	後		〇〇・〇八七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用の区間	縦覧場所
八号	上越市大字長浜字宮ノ川九〇六番二から同市大字長浜字宮ノ川九〇二番五まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月二十六日

○北陸地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市大須戸字赤三郎沢二一五二番二から同市大須戸字赤三郎沢二一五二番まで	前	二六・二五～二六・二五	四〇・二五メートル
	後		〇〇・〇三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用の区間	縦覧場所
七号	村上市大須戸字赤三郎沢二一五二番二から同市大須戸字赤三郎沢二一五二番まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月二十六日

○中部地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号